

第十三回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第八号

(四四〇)

昭和二十七年三月二十五日(火曜日)

午前十一時十四分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 江花 靜君 理事 青木 正君

理事 大内 一郎君 理事 鈴木 義男君

井上 知治君 木村 公平君

鈴木 明良君 田中 萬逸君

松本 善壽君 吉米地義三君

松岡 駒吉君 今野 武雄君

出席政府委員

内閣官房副長官 青野 義九君

總理府事務官 (恩給局長) 三橋 則雄君

統計委員長 美濃部亮吉君

常任委員 大野木克彦君

總理府事務官 (行政管理局次長) 藤野 繁雄君

地方自治庁 政務次官 石原幹市郎君

外務事務官 大江 晃君

(大臣官房長) 今村 忠助君

文部政務次官 野原 正勝君

農林政務次官 渡辺 逸龜君

經濟安定事務官 (物価庁第一部長) 立川 宗保君

委員外の出席者

農林事務官(大臣官房文書課長) 鷗川 益男君

農林事務官(畜産局畜政課長) 飯森 実君

電氣通信事務官(大臣官房人事課長) 龜封川 浩君

部人事課長 小関 紹夫君

専門員 専門員 小関 紹夫君

三月二十日

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

同月二十二日

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

同月二十四日

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廃止に關する法律案(内閣提出第五四号)

統計法及び教育委員會法のの一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案(内閣提出第六四号)

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七七号)

外務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)

農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

總理府設置法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇三号)

〇八木委員長 これより會議を開きます。

本日は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く總理府本府及び地方自治庁關係諸命令の廃止に關する法律案、内閣提出第五四号、統計法及び教育委員會法のの一部を改正する法律案、内閣提出第五六号、恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案、内閣提出第六四号、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、内閣提出第六九号、經濟安定本部設置法等の一部を改正する法律案、内閣提出第七七号、外務省設置法の一部を改正する法律案、内閣提出第九〇号、農林省設置法等の一部を改正する法律案、内閣提出第九九号及び昨日付託されました文部省設置法の一部を改正する法律案、内閣提出第一〇二号、總理府設置法等の一部を改正する等の法律案、内閣提出第一〇三号を一括議題といたします。

まず行政機關職員定員法の一部を改正する法律案につきまして、行政管理庁より説明を聞いた後、質疑を行いました。

〇大野木政府委員 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案の内容につきましては、御説明申し上げました。前回お配りいたしました新旧定員増減一覧表並びに振替及び新規増減内訳という書類がございますが、それを中心とごらんして御説明申し上げます。それに基きまして今回の定員法の改正は、原則と

してこのたびの予算によります定員の改正を行つたのでございますが、ただ予算の編成後に生じた事情によりまして、若干変更したものがございまして、大体において予算に沿つておるものでございまして、それで初めに總理府から申し上げたいと存じますが、總理府におきましては、賠償庁の四十七人が振りかえ減と相なつております。

これは賠償庁が講和発効後の事務が外務省及び大蔵省に移りますので、それに伴ひまして、人員もたゞいま賠償部に属します職員と官房に属します職員二十五人が外務省へ移り、特殊財産部に属します二十二人が大蔵省に移るので總理府からは振りかえ減と相なります。

それから北海道開発庁で四十九人増員になつておりますが、これは先般の漁港法の改正に關連いたしまして、漁港修築工事の一部分が地方から国の仕事に移りますので、従来北海道庁に地方事務官、技官として配属になつておりました職員が、北海道開発庁の職員に移管されるからであります。

次に法務府におきましては、三百四十三人の職員が振りかえ増員になつておりますが、これは渠鴨刑務所におきまして職員が、今般の予算によりまして、従来の終戦処理事業費等がなくなりまして、その關係で法務府の一般の定員の中に入るわけでございまして、これらの終戦処理等に属します職員は、定員法におきましては二条の三項に規定がございまして、その二条三項で最高

額をきめておきまして、その内訳は政令で定めるようになっておりましたので、二条一項の方の定員の表には入っておりません。これが従来別になつておりましたのを、今回終戦処理費等が廃止になりましたので、それを本表の方へ移すということに相なりました次第であります。同じようなことが方々に出て参りますので、一応御説明申し上げておきます。

次に少年院及びその關係の施設の増によりまして、四百四十三人が新規増に相なつております。これは少年法の改正に伴ひ、対象が十八歳から二十歳に延びましたことと、少年犯罪の増加等に伴ひまして、少年院の本院三箇所、分院から本院への昇格三箇所等がございまして、そのために關係の刑務官等の職員が増加されたのであります。

次に外務省におきましては、先ほど申し上げましたような、賠償庁からの振りかえの増が二十五人ございまして、新規の増員といたしましては、入国管理庁に九十一人の増加がございまして、これは新しく入国管理庁の出張所等が増加いたしましたのと、それから収容所その他各港の出入国管理のための審査官、警備官等の増加の必要がございまして、そのための増員でございまして、

次に大蔵省の本省におきまして、先ほど法務府について申し上げましたような、二条三項の賠償施設であつた国有財産の管理に属しておりました職員が、一般の二条一項の方へ移りますの

で、九百八十八人振りかえ増に相なっており。また賠償庁から二十二二人、先ほど申し上げましたように特殊財産関係の職員が振りかえに相なり。合計して千八百八十八人増に相なり。それから私設の保税倉庫に特派され、それから特派官吏を、近ごろ私設保税倉庫の出願が非常にふえて来ておりましたので、三百二十二人増いたすことになりまして、合計で千三百三十人の増と相なっております。

次は文部省でございますが、文部省におきましては、水産大学から水産講習所へ振りかえで二十二人をさくことに相なっております。これは水産講習所の練習船が新たに竣工いたしましたため、その要員を移管いたすものであります。次に国立学校の学部の新設、付属施設の増加、その他学年の進行等によりまして、三百五十人の増員と相なり。また外局であります文化財保護委員会、先般の法律改正によりまして、京都博物館を設置することに相なり。従来その博物館に所屬いたしておりました職員その他若干を引継ぎまして、四十九人の新規増と相なっております。並びに文化財研究所が設けられることになりましたので、このために十五人の増員と相なっております。合計文化財保護関係で六十四人の増と相なっております。

部療養所が二百床増床されますので、そのために同じく九十人、それから国立立骨髄療養所が十床増床されますので、十三人、国立光明寮で職員の収容を新たに百二十人いたすことになり、合計三百三十人の増加と相なります。

次に農林省でございますが、種畜牧場の方から水産庁の方へ十八人移管がえをいたします。それから水産庁におきましては、その本省から移管されました十八人の職員を増加いたしました。その業務は小型底びき網漁業の取締り、真珠研究所等の要員に使うわけでございます。それから先ほど申し上げました文部省よりの移管が百二十人、北海道の鮭鱒孵化場が水産庁の方へ移管されることになりまして、そのために百三十七人が移管されることになり、合計して百七十五人の増加ということになります。

次は通商産業省におきましては、資源庁から石油関係の配給事務に属する職員を六十八人と、別に四人を輸出信用保険の特別会計のために振りかえまして、合計七十二人を資源庁から本省の方へ移管いたします。その振りかえだけでございます。

次に運輸省でございますが、これも終戦処理事業費関係で定額観測業務をいたしておりましたものを、先ほど申し上げましたような理由によつて、二条二項の方から一項の表の方へ移すことに相なり。三百十一人の振りかえ増と相なり。それから捕獲審査再審査委員会が設けられることに相なり。振りかえをいたしまして、その方へ本省から五名振りかえをいたしまして、その方へ振りかえをいたしまして、また新規の増減でございますが、航空気象観測のために六十一人増加し、それから定額観測業務——これは四国沖の定点というところがございますが、その業務が一部不必要になりましたので、百八十三人減じまして、差引二十二人の減となります。それから捕獲審査再審査委員会に、先ほど申し上げましたように、本省から五人さきまして、五人の振りかえ増と相なります。

次に海上保安庁でございますが、旧海軍の艦艇で従来保管いたしておりましたものを処分してしまふため、二百二十人の減員と相なります。海上保安大学の学生進行に伴いまして、百二十人の職員の増加となります。それから航路標識がふえましたために二十人の増で、海上保安庁関係におきましては合計六十二人の減ということになります。

次に航空庁でございますが、航空庁におきましては航路標識等の関係で、やはり二条三項の定員から一般の方に移つて来ますのが七百三十六人、それから新規におそらく近く提案されると存じますが、航空法の施行に伴いまして三十六人の新規増、それから国内航空路が拡張されて飛行士がふえますので、そのために八十九人の増員、それから終戦処理事業費の中で従来やつておりました事業で譲和によつて不要になります事務のために六十九人の減員ができることになり。差引五十六人の増ということになります。

次に郵政省でございますが、ここには戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係で、軍人遺族及び傷病者等の援護の支給金を支払ふために、地方の貯金局で、その窓口業務に従事いたします

人員百三十四人の新規増と相なります。

次に電気通信省でございます。これは二十六年度中にでき上りました新たな施設の現場要員が必要でございまして、電信、電話ともに新規の施設に伴う増員が四千七百五十一人、電線等の保守の要員が千九百八十二人、新しく通信病院が建設されますので、そのための医療関係の職員が二百三十三人、合計六千九百六十六人の増加と相なります。これはいづれも新規の事業に伴います増員でございます。前回行政整理をいたしましたときの対象は大部分がいわゆる庶務会計等に属します管理事務の職員でございまして、大部分の者は対象が別になつておる次第でございます。

それから経済安定本部におきましては、ことに機構改革によりまして物価庁が内局と相なります。物価庁の百六十九人が安定本部の方に振りかえられ、ために百六十九人の増と相なっております。

大体たゞいま御説明申し上げましたように、このたびの定員法の改正は大部分予算の編成に伴います定員法の改正でございます。なお関係いたします法案が幾つかございますが、それらはたゞいま多くのものはすでに提案されておりますが、先ほど申し上げましたように、一部まだ未提出になつておるものがございます。それもいづれ近く提案される予定でございますが、以上をもつて御説明にかえます。

○八木委員長 これより質疑を行います。質疑の通告がありますから通告順にこれを許します。今野武雄君。

○今野委員 こういう提案理由の説明

で、私もいつもふしぎに思うことは、——大体今の説明の中でもそうですが、予算がきまつてしまつた、それに基いたものである、こういうふうな説明をされるのですけれども、これは元来順序が逆だと思ふ。予算の審議の際もつと大きな問題になつたわけですから、特にこれが問題になつたわけです。予算といふものは元来こういうものがきまつてからきめるのが本筋なわけなんです。もし予算がきまつたからこゝでそれに合せて定員をきめるのだ、こういうことになりまして、予算の審議と同時にこれを出してやるとかしなければ、ずいぶん変則的なことになる。これは明らかに財政法なんかには反することを平気で当然のことのように言われているのですけれども、元来行政管理局ばかりでもありません。うなづつしてしまつておるのか、それが不文律になつておるのかどうか、その点お伺ひしたい。

○大野木政府委員 ただいまの御質問まことにどうも問題だと思ふのであります。元来御承知のように定員には予算定員と定員法に基く定員がございまして、これが一緒に査定されるということが理想としては存じますが、けれども、御承知のように原則として予算は大体前年の七、八月ごろに要求が出されるような状況でございまして、定員はその後の状況等をまた勘案いたしましてつくりましますので、どうしてもその間時間的にずれができません、必ずしも予算定員と一致しないような場合が生じます。それからこのたびの場合、御承知のように昨年定員法の一部改正をいたしまして、予算はそれを

ますが、あの際には二十七年度の新規増員というものがまだ十分きまつておりませんで、従つてこの前の定員法の改正の場合には全然新規増員を除きまして、ただ減員だけによりまして改正をいたしておりますが、ただいま御説明申し上げましたように、施設の増加等に伴いますやむを得ざる新規の増員を今回の予算に盛り込みましたので、定員法もそれに従ひましてさらに一部改

○大野木政府委員 行政の規模と申しまして、たとえば機構でありますとか、それから定員はやはり行政管理の方の法律上のものに相なっておりますので、予算が一応基礎にはなりますけれども、たとえば昭和二十四年度の行政整理の場合のように、予算で一応きまりました定員を、さらに定員法によって変更いたすということも、もちろんあるわけでございます。

した。私どももいたしましては、できるだけ予算と定員法の定員とを合せますように従来も努力はいたしておるのでございますが、さらにまたいろいろ方法を研究したいと存じます。

○今野委員 私はそういうこともある
というのではなく、それがほんとうだ
と思うのですよ。法の建前もそうなつ
ておる。そればかりではなく、きょう
も実は経済安定本部の設置法一部改正
が出ていますわけです。まだ質疑はして

今野委員　そうすると、つまり予算が基礎で、それに合せて定員をつくっているというのが本旨なんですね。ただいまの説明を伺っていてもそういう気がするのです。元来予算というものが基礎的にきまって、それに合せて定員をきめるとというのが普通のきまり方、当然のきまり方だ。そういうことになるわけですが……。

は、大蔵省でもつて予算がきまつてしまつて、そうしてそれに基づいていろいろの定員が割出されている。極端に言へば、なされてない、質問すらなされてない、そこではもうそれが済んだことになつて、このうちにどういふものを廃止するか、そういう点について、そこで何ら論議がまだなされていない、質問すらなされてない、そこではもうそれが済んだことになつて、このうちにどういふものを廃止するか、そういう点について、そこで何ら論議がまだなされていない、

○大野木政府委員 大体実際上はそういうことに相なります。ただもちろん予算をきめます場合も、行政管理の立場からその予算をきめられる場合には、十分大蔵省と連絡をとっております。

て、定員法をきめて、それからこの設備法というよなものをきめて来る、こういうことになりますと、たとえば家を建てるに屋根をつくつて、それからや何かをつくつて、それから土台を

○今野委員　実際上はとお話だつたんですが、そういうことになる、実際上は大蔵省が行政機構の全部の規模をきめてしまうということになると思うのです。実際上はそうですが、その点をどんなふうに御承知か、それで法律の建前はどうかっている

つて、ろくな説明もしない。ただいま説明を聞いてみましたが、中身は官儀独善ということになると思ふ。結局はこうやつて先にきめてしまふ。立ち上つたようなことになるわけです。さういふようなもので、さういふものがある。結局は官儀独善といふことになると思ふ。結局はこうやつて先にきめてしまふ。立ち上つたようなことになるわけです。さういふもので、さういふものがある。

をもつと掘り下げて言えば、国政全体

にわたることです。そういうことが事務的に、ごく簡単に説明されてしまつて、それによつて——与党が多数おるから安心かもしれないけれども、それでもつて黙つてこいつを通してしまふ、こういうことになりますと、結局官僚独善ということをは認することになるわけです。こういうことをやつていたのでは、いつまでたつても行政といふものは民主化されないわけなんので

す。そういう点から私どもとしては、この改正——実はここで審議すること自身不都合だと思つてゐるのです。いわんやそれにわずかな時間で、国政全体にわたるようなこういう改正を、きょう中にあげてしまふなければいけません。

い、こういうような形で迫られたのでは、これは委員会、国会の機能といつたようなものは、まづたく役に立たぬということにならざるを得ないわけなんですけれども、そういう点について、なぜそんなにまでしななければならぬかという理由は、先ほどの説明では漠然としていてよくわかりませ

的な行政機構改革が行われる、その時期も遅くはないと思う。政府の予定しているところでは、そんなに遅くはない。それがぶら下つているのに、——こういうふうに四月一日から部局がか

うということ、で、実際には仕事ができぬだろうと思うのです。そういうようなことなら今出さないで、基本的な点からきまつてから出すのが至当である、こういうふうに思うのですが、そういう根本原則を設けてまでやらなければならぬ、理由がまた出てくる。

か、私はないと思うのですけれど、

その点釈明があつたらひとつお聞きしたいと思ひます。

○大野木政府委員 先ほど申し上げました通り、この関係の法案の大部分は目下提案されて御審議を願つておりますので、できることならばお説のようにこれらの御審議が済んでから、この定員法の改正にかかるとあるかと存じますが、実はこの定員法の改正の中には、四月一日から実施されなすれ

ばならないものがございますので、時間的な関係もございまして、多少御無理を願つておるような次第でございます。

なお行政機構の改革との関係でございしますが、行政機構の改革が行われます。

すれば、どうしてもそれに基きます定員法の改正は、もう一度その前にお願いしなければならぬと存じております。しかしだいま申し上げますように、四月一日から定員の改正をしなければならぬ事項でございますので、まず機構に伴うものは、その機構が済んでからにいたしまして、さしあたり

○今野委員 大部分の法案が——大部分というように話ですが、先ほどの安定本部の問題はきょう質問される、それから賠償庁の問題は、きょうようや次第でございます。

る。こう数え立ててみると、言葉の上では大部分と言つて非常に聞えがいいが、大部分がまだ落さないものだと言ふことができるわけです。そうしてみ

中二甲ノ直三丁

が、實際はつきり見えるわけなんです。が、その無理はひとつやめたらどうか。こういうふうに思うわけなんです。だからその点で、政府としては——これは政府の意見を聞くことでなくて、本来なら委員会のできることでしうけれども、しかし政府としてもやはり少くともほかの法案——設置法改正をひとつとあげてしまつて、それと一緒にや

るのか至当な取扱ひであると思うのです。政府としてもやはりそれでいいんじゃないかと思うのですが、その都郡合をひとつ聞きたい。どうしてもそれではできないという理由が発見できないわけなんです。いまさらになつて出し

て来て、そうあわてても、ほかのものも出ているのだから、ほかのものと一緒には十分審議を尽してやるのが至当じやないかということですね。政府としてはどう考えるか。

○大野木政府委員　その点は先ほど申し上げますように、四月一日から定員をかえなければならぬものがございます。

○今野委員 これは質問じやなく、勸議なんですけれども、途中にはさましていただきたいと思います。ただいま四月一日前に御議決を願いたいということでございます。

の語では、やはり原則としてこれが無理な点は政府も認めておられるわけです。そうして今外務省設置法の一部改正、それから総理府設置法等の一部改正、それから農林省設置法等の一部改正、それから経済安定本部設置法等の一部改正等が出ておるわけでありま

ものについて十分にここでもつて議を
尽して、おの／＼の改正が妥当である
かどうかという点を審議して、それと
一緒にこの定員の問題をきめるのが妥
当であると思うのでありますが、私聞
くところによれば、議事の都合として
何でもかんでもこれを本日上げて、す
ぐ午後の本会議できめてしまふ、こ
ういうことを言つておるのであります
が、そういうことでなく、設置法の一
部改正と一緒にこれをやるようにした
らどうか、このことを動議として出
たいと思います。

○八木委員長 委員長より申し上げます。
ただいま御指摘の各省の設置法に
関する一部改正案は、それ／＼この機
会に政府関係者の説明を求めまして、
御希望に沿うように議事を進めたいと
思います。

○今野委員 そうすると、定員法はそ
れの設置法などと一緒に取扱つて、設
置法について質疑あるいは審議を尽し
て、そうしてその後にもう一ぺんこの
定員の問題に触れて議をきめる、こ
ういう私の希望がいれたと考へてよ
ろしいのですか。

○八木委員長 あらためて申しますが
ただいま質疑を行つております議案
は、行政機関職員定員法の一部改正案
であります。これと密接な関連がある
各省設置法の一部改正案の政府の説明
をこの際求めて、質疑を一括継続いた
しまして議事を進めて参りたい、こ
う考へるのでございます。これでおさ
しかえありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○八木委員長 別に御異議もないよう
ですから、さうに進行させていただきます。

○八木委員長 それではこの際に農林
省設置法等の一部を改正する法律案、
文部省設置法の一部を改正する法律
案、総理府設置法の一部を改正する
等の法律案、外務省設置法の一部を改
正する法律案、各法案を議題といたし
まして、それ／＼政府関係者の見えて
おりますものから、提案理由の説明を
聴取いたします。農林政務次官野原正
勝君。

農林省設置法等の一部を改正する
法律案
農林省設置法等の一部を改正す
る法律

（農林省設置法の一部改正）

第一条 農林省設置法（昭和二十四
年法律第五十三号）の一部を次
のように改正する。

第四条第二十四号の二の次に次
の一号を加える。

二十四の三 動植物の病菌害虫
等の防除に関し、都道府県及
び防除を行う者に対し、補助
金を交付すること。

第十条第二項第四号の次に次の
一号を加え、同条第二項中「第四

号」を「第四号の二」に改める。

四の二 統計的調査資料に基
き、農林蓄水産業に関する予
測事業を行うこと。

第十三条中「動植物検疫所」を
「植物防疫所」に改める。

第二十七条を次のように改め
る。

（植物防疫所）

第二十七条 植物防疫所は、左に
掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入植物又は輸入病菌害
虫の検査及び取締並びに病菌
害虫の調査研究

二 植物防疫法（昭和二十五年
法律第五十一号）第二十三
条の規定による発生予察事業
の実施

三 植物防疫法第二十二條第一
項の指定有害動植物の防除に
必要な薬剤（薬剤として用い
ることができる物を含む。及
び防除用器具の保管

植物防疫所の名称、位置及び
管轄区域は、左の通りとする。

（下関市を除く。）

門司植物防疫所 門 司 市
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
鹿児島県、大分県、宮崎県、下関市、

3 農林大臣は、植物防疫所の事
務を分掌させるため、所要の地
に植物防疫所の支所又は出張所
を設けることができる。

4 植物防疫所の内部組織並びに
支所及び出張所の名称、位置、
内部組織及び所掌事務について
は、農林省令で定める。

第二十九条を削り、第二十八条
を第二十九条とし、第二十七条の
次に次の一条を加える。

（動物検疫所）

第二十八条 動物検疫所は、左に
掲げる事項を行う機関とする。

一 輸出入動物その他の物に対
する家畜伝染病予防法（昭和
二十六年法律第六十六号）
による輸出入検査及びこれに
基く処置

第三十三条第二項の表中「鳥取種畜牧場
鳥取県」を「鳥取種
畜牧場 鳥取県
中国種 鳥取県
畜牧場 広島県」

改め、第三十四条第一項の表中「中央作況決定審議会
「かんがい排水審議会
他かんがい排水に関する重要事項を調査審
議すること。農作物の作況決定に関する重要事項を調査
審議すること。」

中央作況決定審議会
（水産庁設置法の一部改正）
第二条 水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように
改正する。

第七条の二中「日光養魚場」を「日光養魚場
十和田湖ふ化場
北海道さけ・ますふ化場」
に改める。

第七条の三第二項の表の位置の欄中「高知県」を「高知市」に、「七尾市」を「新潟市」に改める。
第七條の四の次に次の二條を加える。

(十和田湖ふ化場)

第七條の四の二 十和田湖ふ化場は、ます類のふ化及び放流並びにその種卵の生産及び配付を行う機関とする。

2 十和田湖ふ化場は、秋田県に置く。

3 十和田湖ふ化場の内部組織については、農林省令で定める。

(北海道さけ・ますふ化場)
第七條の四の三 北海道さけ・ますふ化場は、さけ類及びます類のふ化及び放流を行う機関とする。

2 北海道さけ・ますふ化場は、北海道に置く。

3 農林大臣は、北海道さけ・ますふ化場の事務を分掌させるため、所要の地に北海道さけ・ますふ化場の支場又は事業場を設けることができる。

4 北海道さけ・ますふ化場の内部組織並びに支場及び事業場の名称、位置、所掌事務及び内部組織については、農林省令で定める。
第七條の五第二項を次のように改める。

2 水産講習所は、下関市に置く。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
(植物防疫法の一部改正)
2 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のよう

に改正する。

第六條第四項、第八條第一項、第四項及び第六項並びに第十條第二項中「動植物検疫所」を「植物防疫所」に改める。
(植物防疫法の一部を改正する法律の一部改正)
3 植物防疫法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

「第六條、第八條及び第十條中『動植物検疫所』を『農林省防疫所』に改める。を削る。
附則中第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とする。
(家畜伝染病予防法の一部改正)
4 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四章中「動植物検疫所」を「動物検疫所」に、「動植物検疫所長」を「動物検疫所長」に改める。
○野原政府委員 農林省設置法等の一部を改正する法律案の理由を御説明申し上げます。
今回提案いたしました農林省設置法等の一部を改正する法律案は、農林省設置法の一部改正と水産庁設置法の一部改正との二つの部分からなり、前者を第一条、後者を第二条といたしております。

まず第一条の農林省設置法の一部改正から御説明をいたしますと、その要点は、一、農業改良局の統計調査部の所掌事務のうち農林漁業に関する予測事業を加えたこと、二、動植物検疫所を植物防疫所と動物検疫所に分離したこと、三、中国種畜牧場を新設した

こと。四、かんがい排水審議会を設けたことの四点であります。

第一の統計調査部の所掌事務の改正についてはありますが、新たに所掌事務に加えられるべき農林漁業に関する予測事業は、農林漁業の現況を正確に把握分析し、その分析の上に立つて、将来の農林漁業の動向の見通しを行い、個別的に分散している農林漁業者とその見通しを提供して、各自が経営計画を立てる上の指針とする、いわゆるアウトルック・サービスに関する事務でありまして、その農林行政上の重要性にかんがみ、昭和二十七年から予算的措置が講ぜられることとなりましたので、これに即応して、設置法にも明文をもつてその事項を追加することとしたのであります。

第二の動植物検疫所の分離につきましては、最近における輸出入検疫事務の増大、植物防疫法の改正等による植物防疫事務の追加、家畜伝染病予防法の全面改正による動物検疫事務の拡大、さらには防疫に関する国際的条約への加入等によりまして、本来機能的にも異なる植物防疫と動物検疫の事務を分離して別箇の機関により処理させる必要が生じたので、昭和二十七年年度予算とも関連し、設置法にもこれが改正の措置をとることとしたしております。

第三の中国種畜牧場の新設につきましては、中国地方における農業経営の現状と種畜牧場の合理的配置という見地からいたしまして、広島県に国の種畜牧場を新設することが適当と考えられますので、昭和二十七年年度予算に計上いたしますとともに、設置法の改正を行うわけであります。

第四のかんがい排水審議会の新設についてはありますが、さきに政府が加入の手続をとりました国際かんがい排水委員会に関する事務は、農林省において所掌することとなりました関係上、これらの事務に、さらにかんがい排水一般に関する重要事項を、あわせて調査審議する機関が必要となりまして、今回附屬機関として、かんがい排水審議会を設置することとしたのであります。

次に第二条関係、すなわち水産庁設置法の一部改正について御説明をいたしますと、その要点は、一、日本海海水産研究所の位置を七尾市から新潟市に移し、二、十和田湖ふ化場及び北海道さけ・ますふ化場を附屬機関として設置することの二点であります。

第一の日本海海水産研究所の位置の移転につきましては、旧位置が日本海区における水産研究所として不適当と相なりまして、新潟市に移すことにいたしましたわけであります。

第二の十和田湖ふ化場及び北海道さけ・ますふ化場の附屬機関としての設置についてはありますが、最近におけるさけ・ます類の資源の枯渇の状況、及び国際的な関係も考慮いたしまして、さけ・ます類ふ化放流等の事業を国において行うことが特に必要とされるに至りましたので、昭和二十七年年度においてその予算的措置を講じますとともに、これら二つの機関を水産庁の附屬機関として設置法に加えることとした次第であります。

以上申し述べましたところが本法案提出理由の大要であります。これらはいずれも昭和二十七年年度予算と関連し、四月一日より施行いたします必要がございますので、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします次第でございます。

○八木委員長 文部政務次官今村忠助君。
文部省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 国立の学校その他の機関(第十三条―第二十四条)」を「第二節 国立の学校その他の機関(第十三条―第二十四条の二)」に改める。

第七條第二項第六号を削り、同項第一号の二を次のように改める。
一の二 国内におけるユネスコ活動に関する予算案を準備し、及びこの活動に関する法人の設立の認可について、管理局に対し勧告すること。

第十三條中「文部大臣の所轄の下に」を「第二十四條及び第二十四条の二に規定するもののほか、文部大臣の所轄の下に、国立科学博物館を」に、「国立科学博物館」を「国立近代美術館」に改める。

第十四條第一項中「国立科学博物館」を「国立近代美術館」に改める。

第十八條の次に次の一條を加える。
(国立近代美術館)
第十八條の二 国立近代美術館は、近代美術に関する作品その他の資料を収集、保管して公衆の観

覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関とする。

2 国立近代美術館は、東京都に置く。

3 国立近代美術館の内部組織は、文部省令で定める。

「教育職員免許等審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務をつかさどることを。

「教育職員養成審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議すること。

「著作権審査会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額について調査審議すること。

「著作権審議会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和十四年法律第六十七号）第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作権に関する事項について調査審議すること。

改め、同条を第二十四條の二とし、第二十三條の次に次の一条を加える。

（中央教育審議会）

第二十四條 本省に中央教育審議会を置く。

2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育に関し広く且つ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

第二十四條第一項本文中「第十三條に掲げるもののほか」を削り、同項の表中教職員資格審査会、教職員資格再審査会及び通信教育審議会の項を削り、社会教育審議会の項中「労働者教育」の下に「社会教育としての通信教育」を加え、

を

を

を

を

に

に

に

に

に

に

項をつ繰り上げる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第七條第二項第一号の二の改正規定は、ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第七号）の施行の日から、文部省設置法第七條第二項第六号の改正規定並びに同法第二十四條第三項の表の改正規定中教職員資格審査会及び教職員資格再審査会の項を削る部分は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から、それぞれ、施行する。

2 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五十一條第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。

第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

3 著作権法の一部を次のように改正する。

第三十六條の三中「著作権審査会」を「著作権審議会」に改める。

4 著作権に関する仲介業務に関する法律の一部を次のように改正する。

第三條第四項中「著作権審査会」を「著作権審議会」に改める。

5 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

6 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表文部省の項中「六二、五二八人」を「六二、五六一人」に、「六二、九七四人」を「六三、〇〇七人」に、同表合計の項中「八四一、六三五人」を「八四一、六六八人」に改める。

○今村政府委員 ただいま上程になりました文部省設置法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この改正案におきましては、文部省設置法中他の法律の施行に伴い必要な事項及び早急に実施を要する事項についてのみ規定したのであります。後者の問題につきましては、いづれ決定次第あらためて上程御審議をお願いしたいと存じます。従いまして、今回の改正は、当面の事項に限られていたことについて、あらかじめ御了解をお願いしたいと存じます。さて今回の改正の主要点は、次の六点に要約されるかと存じます。

第一点は、すでに御審議をお願いいたしておきますユネスコ活動に関する法律案が制定施行されます場合に、国内におけるユネスコ活動に関する事務で、文部省の内部部局で処理すべき活動を規定したこととあります。ユネスコ活動に関する法律案によつて設置されることとなつております日本ユネスコ国内委員会は、国家行政組織法第八條による文部省の所轄機関であり、一種の事業機関たる性格を有してゐるわけでありまして、従いまして、同委員会においては、その機関の性質上、純然たる行政事務はこれを執行しない建前になつております。そこで、

文部省の内部部局たる大臣官房において予算案の準備、国庫補助金の配分を行い、また国内におけるユネスコ活動に関する法人の設立の認可につきましても、他局における法人の設立の認可の場合と同様に管理局に対し、勧告することを規定いたしましたわけでありまして、もとより、できるだけ、新しく設立される日本ユネスコ国内委員会において処理するよう運営いたしたいと存じております。

第二点は、政府より今国会に提出を予定しております教職員の除去、就職禁止等に関する政令を廃止する法律が施行される場合におきまして、現在文部省内部部局たる大臣官房で処理しております教職員の資格審査に関する事務の所掌並びに文部大臣の所轄のもとに置かれております教職員資格審査会及び教職員資格再審査会に関する事項を削除いたしましたこととあります。

第三点は、文部省の附屬機関として国立近代美術館を設置することにした点であります。国立近代美術館は、東京都に置き、近代美術に関する作品その他の資料を収集、保管して公衆の観覧に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う機関としたものであります。

第四点は、文部大臣の所轄のもとに中央教育審議会を設置することにした点であります。現在、総理府所管のもとに教育刷新審議会が設置され、教育に関する重要事項を調査審議する機関とされておりますが、教育刷新審議会は、終戦後のわが国における教育改革の方針の樹立に多大の貢献をして来たのであります。しかし今日におきましては、一応その使命を終了したものと

と考えられます。また一方、平和条約効力発生後の新事態に処して、わが国における教育がいかにあるべきかについては、まったく新たな広かつ高い見地において、慎重に検討すべき必要を痛感いたします。このために、教育に関する基本的な重要施策について、調査審議するための強力なる審議会を設置したいと考え、今般中央教育審議会を設置することとしたわけであり、中央教育審議会は、人格が高潔で、教育に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織し、別に特別の事項を調査審議するため、または専門の事項を調査するため、必要があるときは、臨時委員または専門委員を置くことができることにいたしました。

第五点は、現行十八の審議会等の整理及び整備であります。教職員資格審査会、教職員適格再審査会のはか、通信教育審議会を廃止し、また教育職員免許等審議会を教育職員養成審議会に、著作権審査会を著作権審議会にそれぞれ名称を改めました。よつて審議会の数は中央教育審議会の新設分を加え十六となるわけであり、通信教育審議会は、終戦後のわが国にとつて新しい学校教育及び社会教育を通じての通信教育制度の確立に資するために設けられたものでありますが、現在におきましては、一応その設置の目的を達成したものと見てこの審議会を廃止し、社会教育としての通信教育については社会教育審議会において、学校通信教育については教育課程審議会及び大学設置審議会等でそれぞれ処理することにしたしました。また教育職員免

許等審議会は、その所掌となつております教員検定に関する事務がすでに終了いたしましたので、これを削り、教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議する機関としたのであります。著作権審査会につきましても、日本国との平和条約の発効以後におきまして事務が増加すると考えられる著作権に関する仲介業務に関する法律に規定されており、著作物使用料規程の認可に関する事項のほか、著作権の一般的事項についても調査審議することができるよう改めたわけであり、

最後には附則の改正であります。昭和二十三年度において編修を計画した社会科、理科、国史、習字の教科用図書の編修が終るまで、初等中等教育局においてこれらの教科書の編修を継続する旨の規定は、現在その事務が終了いたしましたので削除いたしました。また高等学校の職業に関する教科用図書の編修及び改訂を文部省においてもできるようないたしました。その理由は、高等学校の職業に関する教科の教科用図書は現在商業及び工業を除いては、発行部数が極度に少いため、文部省においてその編修及び改訂を行う必要が認められるからであります。

以上が本法律案の要旨であります。何とぞよろしく御審議の上すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

○八木委員長 外務政務次官石原幹市郎君。

外務省設置法の一部を改正する法律案
外務省設置法の一部を改正する法律

外務省設置法（昭和二十六年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 地方支分部局（第十七条―第十九条）」を「第三節 節削除」に、第四章 在外公館（第二十二―第二十五条）を「第四章 職員（第二十六―第二十七条）」を「第五章 在外公館（第二十二―第二十五条）職員（第二十九―第三十条）」に改める。

第三条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第十二条を次のように改める。

（国際協力局の事務）
第十二条 国際協力局においては、左の事務をつかさどる。

一 国際機関及び国際会議への参加に関すること。

二 条約その他の国際約束の実施に関すること。

三 国際行政に関すること。

第三節を次のように改める。

第三節 節削除
第十七条から第十九条まで 削除
第二十六条を第二十九条とし、第二十七―第二十九条を第三十―第三十二条とし、第四十章中第二十五―第二十九条の三を削除する。

（領事館及び領事官）
第二十六―第二十九条 この法律及び他の法令中領事官の職務に関する規定において、「領事館」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除く外、総領事館、領事館、領事館分館又は領事館分館をいうものとす。

2 この法律及び他の法令中領事官

の職務に関する規定において、「領事」又は「領事官」とは、法律又は政令に別段の定めがある場合を除く外、領事館の長又はその事務を代理する者をいうものとす。

3 大使館又は公使館が設置されている地に領事館が設置されていない場合その他に必要がある場合には、外務大臣は、領事官の職務を、当該大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者に行わせることができる。

（領事官の徴収する手数料）
第二十七―第二十九条 領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）がその行う事務の処理に關して手数料を徴収する場合及びその額は、政令で定める。

（手数料の免除及び減額）
第二十八―第二十九条 領事官は、当該在外公館の所在地の状況により、又は手数料を納付すべき者に特別の事情がある場合において必要があることを認めるときは、外務大臣の承認を経て、手数料を減額し、又は免除することができる。

附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。但し、第三条及び第十二条の改正規定は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

2 日本政府在外事務所設置法（昭和二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条を削る。

○石原（幹）政府委員 外務省設置法の

一部を改正する法律案の提案理由及びその内容を御説明いたします。

平和条約が効力を発生いたしますと、終戦以来行われて参りました連合国による日本の占領管理は終了するわけでございますが、これに伴いまして、外務省の所掌事務のうち、占領軍関係の事務はその必要がなくなるわけであり、従いまして、外務省設置法の中で連合国による日本の占領管理に関する部分を削除する必要があるわけであり、又一方、昭和二十七年

度予算によりまして、外務省の地方支分部局は大幅に縮減することとなり、おきまして、このための改正も必要であるわけであり、さらに、平和条約の発効によりまして在外公館が設置されますので、これに伴いまして領事官の領事事務も再開されますので、このための改正も必要となります。これらの理由によりまして、政府は、ここに、外務省設置法の一部を改正する法律案を提案いたす次第であります。

次にこの法律案の内容について御説明いたします。

第一に、第三条第九項を削りましたのは、連合国最高司令官總司令部その他の連合国最高司令官のもとにある官憲との連絡及びこれに関連する行政機関の事務の総合調整という外務省の任務を落したものであります。これは、平和条約の効力の発生に伴つて連合国による日本の占領管理がなくなるために当然必要とされる改正であります。

第二に、第十二条国際協力局の事務の改正については、従来国際機関及び国際会議への参加並びに国際行政に

最後に第四に、第二十五条の次に三箇条を加えました改正についてでありまして、平和条約の発効に伴ひまして在外公館が逐次世界各地に設置されて行くわけでありまして、これらの在外

○八木委員長 内閣官房副長官菅野善丸君。

(賠償庁臨時設置法及び地方行政調査委員会設置法の廃止)

第二条 左に掲げる法律は、廃止する。

第八條第一項中「總理府令」を「大藏省令」に改める。

この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行す

1 この法律は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。但し、第一条中總理府設置法第

十六条の二の改正規定並びに第二
条第二号及び第六条の規定は、昭
和二十七年四月一日から施行する。
和二十七年四月一日から施行する。

2 旧賠償庁臨時設置法第一条第六
号に規定する特殊財産(略奪品の没
収及報告に関する件(昭和二十一年
内務省令第二十五号)に規定する略
奪品、連合国財産の返還等に関する
政令(昭和二十六年政令第六号)に
規定する連合国財産、ドイツ財産
管理令(昭和二十五年政令第二百
五十二号)に規定するドイツ財産及
び朝鮮総督府交通局共済組合の本
邦内にある財産の整理に関する政
令(昭和二十六年政令第四十号)に
基づき整理される財産を除く)でこ
の法律施行の際の管理及び処理に
関し内閣総理大臣が所管している
ものは、この法律施行後、当分の間、
大蔵大臣が所管するものとし、そ
の事務は、大蔵省管財局において
つかさどるものとする。

3

この法律施行前に改正前の朝鮮
總督府交通局共済組合の本邦内に
ある財産の整理に関する政令に基
いてした処分、手続その他の行為
は、改正後の同令に基いてしたも
のとみなす。

4

行政機関職員定員法の一部を改
正する法律(昭和二十七年法律
第 号)附則第四項の規定によ
り、昭和二十七年六月三十日まで
の間、旧賠償庁において定員の外に
置くことができる員数の職員は、
昭和二十七年六月三十日までの間
は、外務省の本省の職員の定員の
外に置くものとする。

○菅野政府委員 たいだいま議題となり

ました総理府設置法等の一部を改正す
る等の法律案について、その提案理由
を御説明いたします。

まず、賠償庁に關係ある事項であり
ますが、日本国との平和条約の発効と
ともに、占領軍はわが国から撤退した
すこととなっており、従つて、連合軍
最高司令部も廃止されることとなりま
すので、従来の賠償施設の管理並びに
連合国最高司令官の管理にかかるとい
ゆる特殊財産の管理及び処理に関する
同司令部との連絡の事務は、まづたく
終了することとなります。従いまし
て、この連絡の事務を処理する目的の
ために設置されておりました賠償庁も
その使命を終了することとなります。
で、平和条約の発効とともに、これを廃
止することといたしたいと存じます。

なお従来の賠償指定施設に関する残
務処理事務及び平和条約第十五条以下
の各規定に基きまして引続き措置する
必要のある、いわゆる特殊財産に関す
る対外的事務は外務省で所掌すること
とし、後者の特殊財産についてはその実
施事務は大蔵省で所掌することとし、
これがため、関係両省の設置法その他
関係法律につき、所要の改正を加える
こととした次第であります。

次に地方行政調査委員会に関する
事項であります。同会議は、国と地
方公共団体との間の事務の配分の調整
等につきまして、内閣及び内閣を經由
して国会に報告することを目として
て、臨時に、総理府に設置されたもの
であります。同会議はその設置以来約
二年間にわたり、その目的とする諸問
題につきまして十分なる検討を加へ、
その結果をすでに三回にわたり、内閣
及び国会に報告いたしました。ここに

同会議はすでに十分その目的を果した
ものと認められるに至りましたので、
この際これを廃止することといたし、
同会議設置法を廃止するほか、関係法
律に所要の改正を加えることといたし
た次第であります。

以上がこの法律案を提案いたしまし
たおもなる理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに
御賛同あらんことをお願いする次第で
あります。

○八木委員 以上をもつて各案の提
案理由の説明を終りました。これら各
案についての質疑は、先ほど申し上げ
ました通り、行政機関職員定員法の一
部を改正する法律案とともにこれを進
行することにいたします。通告により発言
を許します。鈴木義男君。

○鈴木(義)委員 文部省の提案理由の
説明が、書類がないのでさつき聞いた
だけでよく覚えていませんが、中央教
育審議会を設置するというのが、大體審
議会を廃止することが行政機構改革の
方では議題になっており、そういう方
針のように承つております。中央教育
審議会というものを特に設置する理由
について、もう少し詳細に承りたい。

○今村政府委員 これは終戦後御承知
の通り教育制度がいろいろ改められた
ものであります。今また調和と条約が
効力を発し、完全な独立国にな
るわけであり、これに際しまして、
いろいろ教育の面においては再検
討を要するものがあるものであります。
で、これらの点を単に文部省だけでな
く、各方面のいわゆる識者の意向等を
しんじやくいたしまして、存置するも
のには存置し、改めるものは改めるよ
うにいたして参らなければならぬではな
いか、こういう意味から特に審議会を
設置するわけであり、従来終戦直
後のいろいろ新しい教育制度を改める
ために内閣にあつた審議会はこれを廃
止して、文部省にあらためてこれを設
ける、こういう建前になつておるので
あります。

○鈴木(義)委員 総理府にあつた教育
刷新審議会を廃止するくらいならば、
むしろこれを文部省に移すというなら
ば話はわかるのでありますが、結局同
じものをただ所管がえをして文部省に
置くというふうになつておられるの
ですがどうですか。

○今村政府委員 それはとりやうひと
つでございりますが、従来の何とい
ましても終戦後の御承知の状態の中
に設けたものであります。今回のいま
た独立後の日本の教育というふうな建
前で考える必要があるものであります
から、そこに多少の趣の相違があると思
うのであります。その点も御了承をい
ただきたいと思ひます。

○鈴木(義)委員 この予算はすでにと
つてあるのですか。

○今村政府委員 これは過般の予算案
の中に入つております。

○鈴木(義)委員 先ほど今野君が予算
の方をきいておいて、そうして機構を
そのまゝのめというふうな審議を求め
ることは国会を軽視するものであると
いう御発言がありました。たしかに
そうであると思ひます。まづさうい
うものの必要を内閣委員会できめた後に
文部省としては予算を組むべきだ。予
算を組んでおいて、そうして事後承認
を求めるような形はなほ遺憾であ
るということを御警告申し上げておき
ます。それから通信教育審議会という

ものを廃止しようであります。通
信教育は非常に大切なものであつて、
ある意味では地方にあつて正規の学校
に行かれない者にほんとうに教育を与
えるという性質のものであります。審
議会をもし廃止するならば、先ほど
ちよつと説明があつたようであります
けれども、私の記憶によく残つてお
りませんので、廃止してもさしつかえな
いような機構を持つておられるのかどう
か承りたい。

○今村政府委員 通信教育制度とい
うものが新しく設けられて、その制度を
確立するといふような建前でつくられ
ました審議会は、一応その使命を果し
たと考えられますから、これを廃止し
ようというのであります。今後は社
会教育審議会において通信教育等にも
あたつて、必要事項については審議
して参りたい、こういう建前をとつて
いるわけであり、一応基礎的なもの
はできたから、今後は一般社会教育の
一環として見て行こう、こういうわけ
であります。

○鈴木(義)委員 大学の通信教育も入
るのですか。

○今村政府委員 大学に關しても入
っております。

○鈴木(義)委員 社会教育審議会だけ
でそれをやることはどうですか。狭
きに失するようには思ひますが。

○今村政府委員 学校通信教育につ
いては教育課程審議会と大学設置審議
会等にそれ／＼処理するようになつて
参りたい、こういうふうに考へてお
ります。

○鈴木(義)委員 それから第六の高等
学校の職業教育関係の教科用図書の編
集を文部省で行い得るものとする。こ

の説明もちよつと私よくはつきりしなかつたのでありますが、もう少し詳細に御説明願いたい。

○今村政府委員 非常に発行部数が少なくて……

○鈴木(義)委員 それはどういふものですか。

○今村政府委員 実質現在部数が少ないのです。

○鈴木(義)委員 いや、商業とか、工業とか、そういうものが相当あるのでしよう。

○今村政府委員 けれども実際何と言いますか、現在においては発行部数が少ない実情です。

○鈴木(義)委員 それならば職業教育関係の教科用図書という、その内容をひとつ御説明願いたい。何を意味しておるか。

○今村政府委員 これはつまり商業や工業を除いた水産ないし農業とかいうものでありまして、実質現状において少い。そういう結果からかように改めようというところでございますから……

○鈴木(義)委員 民間ではやつていないのですか、民間でもやつておるのでしょうか。

○今村政府委員 今申すように非常に少いものですから、民間では引合わなから文部省でやらせて参りたい、こういうふうに考えております。

○八木委員長 農林省に対する御質疑を継続してお願いいたします。

○鈴木(義)委員 この第三の中国種畜牧場を新設する。一体この種畜牧場は今全国にどういふふうに配分されているか承りたい。

○鶴川説明員 簡単に申し上げます。一時国立の種畜牧場は、終戦当時三十

三箇所ございましたが、関係方面の非常に強い御示唆もありまして、二十四年度、二十五年度において事業を縮小して参りまして、現在においては箇所数は十四日でございます。それから用地面積は合計約一万九百町歩、この程度を持っております。

○鈴木(義)委員 それでは全国的分布の状況を承りたい。

○鶴川説明員 全国的には御承知の通り北海道、それから東北の方には奥羽にございます。北海道の方は日高、十勝、新冠、それから東北の方は岩手、福島、関東へ参りまして大宮にございます。それから東海の方には岡崎、近畿へ参りまして兵庫、それから中国に参りましては鳥取、それから四国には高知、それから九州へ参りまして熊本と宮崎であります。

○鈴木(義)委員 私は農林省ではその程度にしておきます。あとでまたできるかもしれません。

○今野委員 議事進行です。ただいまたくさん設置法を提案されて、提案理由の説明書などもまだそろわないものもあるし、これはなか／＼大ごとなんです。一つ審議の期間を置いて研究させてもらつてやりたいと思うのです。そうしないと、これはとても十分わからないと思うのです。ですから今日やらないで、この次にまわすようににはからつていただきたいと思います。

○八木委員長 申し上げます。今野委員の御希望にもありまして、議事の進行は、各省の設置法の細部についても説明を求めて、定員法、設置法を関連させて議事を進めて参つているので、お示しのように行政機構全般についての問題は政府もあらためて提案の用意

を持つていますが、年度末仕切りかえの関係から、ここに関係各省の一部改正案が提案されていのだ、こういう事情でありますので、この事情を了して議事を進めたいという次第であります。御了解と御了承の上に質疑を継続されんことを希望いたします。

○今野委員 質疑をするのは私も研究して来たものもありますから、つこうなんですけれども、しかしきょう質疑できない部分もあるわけですね。そういう部分については、やはり取調べの上質疑をせなければならぬということになるわけなんです。だからきょうやるだけやつて、あとに延ばせというならそれはよろしいのですけれども、そうでないと、これは無理やりにわかないままにのんでしまふということになつてしまふわけなんです、賛成とか反対とか言つても意味をなさないと思つた。これはかりにもこういう重大な問題について、その日に七つも八つも――

そんなにないかもしれないけれども、一ぺんにやつてしまふというようなことは、これは私も国民から選ばれて国会に出ておる者の審議権というものを無視したやり方だと思わざるを得ないわけなんです。その点で一日でも延ばして、ひとつ研究の余地を与えてもらいたい、こういうことなんです、別に無理を申しておるわけではないのですが、お聞届を願いたい。

○八木委員長 重ねて申し上げますが、定員法、設置法の説明を聴取し、議案審査をして参りまして、本日各省設置法の一部改正に入つて、なおその質疑を続行しておる際でありますから、御用意なされた質疑はこの際継続されんことを希望します。

○今野委員 それではただいまの委員長の御言葉によりまして、用意した分について質疑を継続しようということのやりますか、付言して今日これを全部落すことはできないことは最初にお断りしておきたいと思つた。

たゞさんありますので、最初にこの間提案された順から申し上げますと、経済安定本部の設置法一部改正でございまして、その提案理由の中に、物価庁を廃止する理由として、最近において経済情勢は著しく安定し、価格統制の範囲も大幅に縮小して参りましたので云々というように参りました。この経済情勢が著しく安定している点については、私は率直に言つてうそじやないかと思つた。それは最近におけるヨーロッパの不況の情勢、それからインドにおける深刻な恐慌、こういうようなものを照し合せてみますと、日本国としては中国との貿易をほとんど禁止されておる、ソビエトとの貿易もほとんど禁止されておる。東南アジア貿易というものが言われておるのだが、そこでインドが今言つたような深刻な恐慌状態であるといふことになりまして、今後の日本の経済界というものは一体どうなるか。最近に通産省で勧告しておるあの紡績の操業短縮というようなこと、これは一時的なものじゃ済まないだろうという見通しができるわけなんです。そのほかに鉄鉱においてもあるいはソーダ工業においてもソーダ工業なども操業を短縮せねばならぬだろうというやうな情勢が生れております。こういうやうな場合に、この著しく安定しという見通しを立てることに対しては、私として

はとうてい承服できない。現に物価の問題につきましても、電力料金の値上げ、しかも大幅な値上げがここの問題になつてゐる。それから借家借地料の値上げとか、それからこういうことが続きますれば、また交通費の値上げとかいふ／＼なことが当然問題になつて来るわけでございます。そういたしますと、なか／＼もつてこの物価の問題というのをこつ／＼いふに評價して行くことはできないんじゃないか。それからたとえば統制がはずされたと申しますけれども、行政協定の十二条などによりまして、いわゆる特需が優先的に調達される。特に昨年からことしにかけての冬の北海道などについて見ますと、私自分でもつて資源庁の石炭局などに行つて調べ、また局長のいろいろな見解も聞いて参つたのでありますが、これは統制ははずされたけれども、事実においては非常にさんたんの状態である。もう六千カローリ以上の石炭が全部朝鮮特需として、作戦命令でもつて向うに持つて行かれる。天然資源局にお願ひしてもどうにもならぬ。そうして石炭局長自身認めてゐるやうに、ボタ山がどん／＼つぶされてゐる。そうして七割もボタをまぜたやうな租炭炭が市中に出まわつてゐる。そうしてしかもそれが昨年三千五、六百円だったものが、トン当り五千円もする。かようなわけで、非常なさんたる状態があつたわけでございます。それが、そういうやうな問題は、行政協定などを見まして、今後統制出す愛があるわけでありまして、そういたしますと、こどももつて経済情勢は著しく安定し、価格統制の範囲も大幅に縮小しと言つけれども、直接の統制ではな

いけれども、そういうような形で問題が起つて来る。これに果しての石炭業者の暴利という問題が、新聞などにも出ております。こういうような問題に対してやつぱり物価対策というものが、相当これは重要な面になるのじやないか、こういうふうに考えられるわけでありませう。その石炭の問題が、ひいては電力の問題にもなり、結局電力炭の問題にもなつて、今回の電力料金値上げの大きな理由になつてゐる。こういうような点から見て、物価庁の問題というものは相当重大だと思ふ。私はこれを廃止する意味がよくわからぬ。それは昨年電力料金の値上げが問題になつたときに、物価庁として、その値上げが不当なることを意見を具申しておるわけでありませう。従つてこういうものは電力資本家にとつてはじやまなものでなつて来ている。それで現在電力料金の値上げが問題になつてゐる際に、物価庁を縮小するといふか、独立性を失わせる、こういうような措置を講ずることは、その意味で非常に悪辣なやり方ではないか、こういうふうに考えるわけでありませう。この点について、ひとつ十分な御答弁が願ひたいと思ひます。

○渡辺(逸)政府委員 最近の物価の傾向は、昨年四月以降大体横ばいを続けております。物価全体としては安定しております。そういふふうな考へておるのでございます。電気料金や地代、家賃等の引上げにつきましては、他の物価とのアンバランスを是正するという程度の引上げでございます。それがまた悪循環を来すということはないと思へておる次第でございます。物価庁を廃止いたしましても、安定本部の内局として、物価局として存続いたすのでございまして、決して物価行政を放任しようという考へではないのでございまして、現在の経済安定本部設置法の中に、物価庁は内局に編成がえするといふ規定がございまして、国会がその定めになつたところに従ひまして、内局になりまして、物価行政を続けて参りたい、そういうふうな考へておる次第でございます。

○今野委員 ただいま国会のお定めになつたところに従つてというのですが、どうも私うつかりして、これまでもあるかもしれないのですが、これから思つていたのですけれども、もうすでにきまつてやつてゐるのですか。その点ひとつ伺ひたい。

○渡辺(逸)政府委員 経済安定本部設置法の附則の第三項にその規定がございませう。

○今野委員 そうすると内局にかえるということは、この設置法の一部を改正しなくてもできるということですか。

○渡辺(逸)政府委員 物価庁は昭和二十七年四月一日以前に経済安定本部の内局に編成がえするものとして、その手続は法律によつて定める、そういうふうな規定がございませう。

○今野委員 それは前の国会でもつてそういうことになつたのですが、しかし事実上、朝鮮動乱の勃発によつて、か、そういう戦争の勃発によつて、これを延期しておるわけですか。延期したということは、つまり物価庁として存続する必要があるということ、内局にしてはまずいということなんだと思ふ。

○渡辺(逸)政府委員 先ほど私は少し長たらしく申しましたが、朝鮮の戦争もまだ終らないし、ダウトナムや何かの方で騒がしいようなこともいろいろと伝えられておる。こういうような情勢のもとで、やはり廃止する段階になつてゐるかどうかという点については、相当疑いなきを得ない。前に廃止することをやめたことと比べて、今その理由がなくなつてしまつたというふうに考へるわけに行かない。その理由として今おつしやつてゐるのは、物価が横ばい云々という話でありまして、それはなるほど織維その他恐慌状態でもつて暴落してゐるものもありませう。それから今言つたように、電気とか石炭、こういうふうなふうに独占価格として、ほんとうに国民の要求を無視してどん／＼上らうとするものもある。そういうふうなものの品物の選び方、平均のとおり方によつては、それを総合した結果として、横ばい状態が出て来るということも考へられるけれども、しかし国民の生活にとつては物価は依然として上つておる。ことに着物など買える人はほとんど上等な部類の人ですから、そういうふうなものが少しく下つたからといつて、大して案にはならない。こういうようなことから言へば、やはり物価問題というのは相当波瀾を含んだ大きな問題であると思ふのです。だから何ゆゑに今まで延ばし、今急にそれを廃止するか、こういうふうなところのけじめがはつきりしないといふわけですね。

○渡辺(逸)政府委員 昨年は御指摘の通り、物価庁の存続期限を一年間延長したわけでございますが、昨年の當時

の物価事情と現在の物価事情は著しく異なるものと考へておる次第であります。また昨年の二、三月當時には統制品目も相当多数あつたのでございませうが、現在では重要品目に対する価格の統制は著しく減つておりますので、これを内局に編成がえしてもさしつかえない、そういうふうな考へておる次第でございます。

○八木委員 ただいま質疑中の各法案に關する質疑は、日を改めてさらにこれを継続実施することにいたしま

○八木委員 これよりボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き總理府本府及び地方自治府關係諸命令の廃止に關する法律案、統計法及び教育委員會法の一部を改正する法律案、恩給法の特例に關する件に關する法律案、この三法案につきまして討論、採決を行います。討論の通告があります。これを許します。今野君。○今野委員 共產黨といひましては、ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基き總理府本府及び地方自治府關係諸命令の廃止に關する法律案、これについては戦後に行われた占領下における地方団体の吏員その他の恩給の停止、それからして研究機關、工場、事業場等の事業報告、あるいは科学技術者の経歴調査をやることをやめるということだけでありますから、これに対しては何も異論がありません。賛成いたします。

調査を実施するというだけのことのよ

○八木委員 統計法及び教育委員會法の一部を改正する法律案につきましては、ここでは単に統計を教育委員會の事務に加える、そして産業教育

次に恩給法の特例に關する件に關する法律案につきましては、これ

は私昨日も千葉県から出て参りました
恩給受給者の代表と会いましたが、非
常に憤慨しておるのです。本来この提
案理由に、財政上非常に困るといつ
て、さらに詳しくは、現在その恩給
給を復活するならば、七百万人の受給
資格がある、そして二千億円の金か
かるから、とうてい国家財政その他
の方面に及ぼす影響があるから、でき
ないのだ、こういうふうに言っており
ますけれども、受給者の立場として
は、そんなばかなことがあるか、あれ
は一時停止されただけじゃないか、停
止期間満了でならないというのなら、
そういうものをたくわえておくのが当
然じゃないか、こういうようなところ
まで言っておる。今のそういうような
点は、私どもとしては全幅的に承認す
るものではないとせん。しかしなが
ら政府の考え、つまり国家財政その他
各方面に及ぼす影響云々ということ
であります。この恩給の額が二千億
円になるということ、再軍備その他外
軍のために使う費用が二千億円にな
ること、これはまあ偶然の数字の
一致であります。戦争によつて
受けた大きな被害、それから戦前に
一銭五厘で国家のために働くのだとい
つて召集された人々、そういう人た
ちに対する約束を果し得ないで、しか
も新たな再軍備をやろう。そして現に
本が今戦場になつておる。これは現に
ここでも爆弾が落ちる。これは現に
間違つて落ちることもあるわけであ
ります。それよりも、ここが基地と
してアメリカの艦隊に補給し、あるい
はアメリカの空軍が東京にあるいは九
州、方々から飛び立つておる。そうい

うような状況のもとで、新たな戦争に
日本までが突入して行く。こういうよ
うなことは、私は平和をこいねがう国
民に対する冒瀆だと考えます。そのた
めの都合によつて、ここでも恩給
の件が延ばされるということに對して
は、これはまったく反対であります。
政府としてはすみやかに暫定措置でも
講じて、そして戦争に行つたために
社会に立ち遅れて、困つてゐる人た
ちを救う、それは私もとしては階級と
かそういうものにやらないで、平等の
形でこれを救う、そのための暫定措置
を講じて、それと並行して審議會をや
つたつてちつともさしつかえないわけ
です。どうしてもさういうふうによつ
てもらいたい。その意味から、この法
律案を自身に對しては反対せざるを
得ないわけでありませう。

以上簡單であります。一法案に賛
成し、二法案に反対する理由を申し上
げたのであります。

○八木委員長 次に松岡委員。

○松岡委員 恩給法の特例に関する件
の措置に關する法律案につきまして
は、この二千億に上るところの恩給の
支給ということが、事実上日本の今日
の財政経済力をもつてしては困難であ
ること、大體了承します。しかしだ
からとて、一箇年間も放置して
おくといふことは、これは少し残酷に
過ぎる。従いまして大體私どもは恩給
というもののについては、根本的に考
直す必要がありはしないかと思つてお
るものであります。社会保障の精神に
基くところの、階級に拘泥するところ
なく、主として下士官、兵の問題であ
ります。そういう人々の生活を保障
するに足る措置はぜひとも一刻も早く

なすべきであると思つております。
従つて根本的にこれに反対というので
はありませんが、総理府に設置されま
すところの恩給法特例審議會なるもの
を急速に設置していただきまして、根
本的には二十八八年三月三十一日まで
現在のままでということは認めま
すが、急速にこの審議會を設置してもら
つて、そしてこれは別個に生活保障
の立場からこの問題を處理すること
できるように、その希望を付して賛成
いたします。他の方に対しては賛成で
す。

○八木委員長 青木正君。

○青木(正)委員 私は自由党を代表し
たしまして、ただいま討論の対象にな
つております三案につきまして賛成の
意見を申し述べたいと存じます。

まず第一のボツダム宣言の受諾に伴
い発する命令に關する件に基く總理府
本府及び地方自治府關係諸命令の廢止
に關する法律案であります。これに
つきましては、講和条約の発効に伴
ひまして當然の措置とも考えられます
ので、別段他の会派にも問題ないよう
であります。私どももいたしまして
も全面的に賛成するものであります。
第二の統計法及び教育委員会法の
一部を改正する法律案につきましては、
統計事務の確かつ迅速に行われるた
めには、教育委員会にこうした事務を
取扱ふことができるようにすることは
最も適切なやり方と存ぜられるので
ありまして、私どもこの点につきま
しては何ら異存のないところでありま
す。

第三の恩給法の特例に關する件
に關する法律案であります。この点
につきましては、共産党の方から反対
の御意見もあり、また社会党の方から
御希望の意見を付しての賛成のよう
に承つたのであります。なるほど戦争中、
終戦後長い間恩給につきまして軍人あ
るいは軍属の關係におきまして停止に
なつてゐるといふことは、私もその
人たちの立場を考えまして、まことに
遺憾にたえず、また御同情にたえない
のであります。従いまして講和条約の
発効とともに、でき得ることならばこ
れを一日も早く復活いたしまして、そ
うした方々の満足を得るようになすべ
きであるといふことにつきましては、私
どももとより心からさうあることをこ
いねがふておるのであります。ただし
かしながら御承知のごとく軍人恩給の
復活につきましては、単に財源の問題
といふようなことばかりでなしに、私
どもはさらにものと掘り下げて、現在
の社会情勢に對し、またその他の諸
般の事情から勘案いたしまして、根本
的に檢討する必要があることは、これ
ほどなにも異存ないと思つてありま
す。そうして軍人の遺家族の問題等に
つきましては、御承知のごとく戦没者
の遺家族問題につきましては、今年度
予算におきまして、一応の対策を立て
ておるのであります。あつたは言
うまでもなく過渡的なものであり、ど
うしてもあれとにらみ合せて、さ
らに本格的に軍人恩給問題というよう
なものも考慮されなければならぬとい
ふことは、申し上げるまでもないの
であります。さういふ意味からいたし
ますと、ここで講和条約発効に伴いま
して軍人恩給をただちにそのまま復活
するといふようなことにつきまして
は、どういたしまして適當とは考
えられませんので、政府の提案すること

く審議會を設けまして、慎重にそして
また各方面との関連におきまして、最
も公正妥當なる立案をするといふこと
が必要になつて来ると思つてありま
す。もちろん私どもの念願といつたし
ても、この審議會が一箇年といふこ
とになつておりますことはまことに
遺憾でありまして、できることなら
ば、もつと短かい期間に立案を了し、
そうしてそれによつて軍人恩給の復活
を一日も早くするといふことは、もと
より望むところでありませう。しかし
ながら言ふまでもなくこれには予算を伴
うのであります。予算を伴うといふこ
とを考えますときに、いかに急いで
みましても、予算編成期までに間に合
うかどうか、予算編成期、七月ある
いは八月までに立案を了して、ただちに
明年度予算に組み上げるということ
は、はなはだ困難に思つてありま
す。いんや六、七月までに檢討を了
して補正予算に組むといふようなこと
は、できれば望ましいのであります
が、實際問題としては、さういふこと
をはつきりと規定しておくことはな
かなか困難に思つておるものであり
ます。審議會の期間としては一箇年程
の間を置いて慎重に檢討するといふこ
とは、實際問題として私どもやむを得
ないと思つてあります。かような意
味におきましてこの政府の提案いた
しております法案に賛成をいたすもの
であります。

○八木委員長 これにて討論は終りま
した。採決に入ります。

まずボツダム宣言の受諾に伴ひ発す
る命令に關する件に基く總理府本府及
び地方自治府關係諸命令の廢止に關す
る法律案を採決いたしたいと存じます

が、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○八木委員長 御異議なければこれより採決いたします。本案について賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔総員起立〕

○八木委員長 起立総員。本案は原案の通り可決いたしました。

次に統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の二案を一括いたして採決をいたします。本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○八木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次会は明日午前十一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時九分散会

〔参照〕

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く總理府本府及び地方自治庁関係諸命令の廃止に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

統計法及び教育委員会法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年四月五日印刷

昭和二十七年四月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所